

『建武年中行事』雑考 (三)

佐藤厚子

石清水臨時祭

○王朝国家儀式の叙述

石清水臨時祭は、天慶五年(九四二)四月二十七日に初めて行われ、天祿二年(九七一)三月八日より恒例となった。天慶五年の創祀については、朱雀天皇の御願により、承平・天慶の乱を無事平定し得たことに対する報賽として行われたという事情が知られており、儀礼の形式は、寛平元年(八八九)創始の賀茂臨時祭に準じて定められたものという。令制に直接の根拠を持たぬ、天皇の私的な御願祭祀として始まったこの儀式は、以後十五世紀半ばの廃絶に至るまで、約五百年間にわたって国家鎮護の役割を担い続けた。

石清水臨時祭は、典型的な王朝国家の儀式であり、内廷的性格の濃厚な儀式であるとされる。『建武年中行事』に記された石清水臨時祭の姿も、そうした一般的認識に違わない。『建武年中行事』石清水臨時祭のおよその次第を挙げて、簡単に説明しておこう。

定め——調楽——御馬御覧——試楽——装束下賜——臨時祭御

禊の儀——臨時祭庭座の儀——臨時祭舞御覧の儀——還立

石清水臨時祭の式日は三月の中の午の日であるが、約一ヶ月前から準備が進められ、御馬御覧の儀・試楽などを経て、当日に至る。

この日は、勅使発遣に先立ち清涼殿東庭で諸儀礼が行われ、さらに翌日には、使一行の帰参を受けて還立の儀がある。この間、準備期間や翌日の儀をも含め、儀式の手配は藏人の管轄であり、藏人頭が天皇の意を受けて一切を差配する。また、主要な儀礼は全て清涼殿にて行われる。儀式を構成するメンバーは、主催者としての天皇と、祭の主役たる勅使・舞人・歌人、そして垣下の公卿、介添え役としての殿上人というように、天皇の内廷機関及び私的な主従関係を以てほぼ完結する。このように、『建武年中行事』の次第に沿って通覧するだけでも、石清水臨時祭の内廷的性格と言われるものは、十分に窺うことができるであろう。

石清水臨時祭は、典型的な王朝国家の儀式と言うに相応しく、内廷的性格の強い儀式である。概略そのように捉えたとしても、まず大きく誤ることはないと思われる。しかしながら、『建武年中行事』の記述を以て石清水臨時祭という祭を一般化し、その性格について

何らかの定義付けを得ようとすれば、結果は多少なりとも偏ったものとなることを覚悟せねばなるまい。何故ならば、例えば先に挙げた次第についてみても、『建武年中行事』にあるような石清水臨時祭の次第の立て方は、必ずしも普遍的なものではないからである。つまり、『建武年中行事』の次第構成は、石清水臨時祭を内廷行事として捉える編者の姿勢と不可分の関係にあるのだが、そのような捉え方が、必ずしも全面的な普遍性を持つものとは言えないのである。次に『江家次第』石清水臨時祭の次第を見てみよう。

『江家次第』は、石清水臨時祭の次第を記した最初の儀式書であり、『建武年中行事』以前のまとまった儀式書としては最後のものであるが、そこには以下のような項目が立てられている。

「石清水臨時祭試楽」「石清水臨時祭」「同途中以後事」「社頭儀」
「石清水臨時祭使還立事」

『江家次第』の次第構成は、祭当日の儀式を中心として、前後にプロローグとしての試楽とエピローグとしての還立とを置くというものである。次第の軸はあくまでも祭当日の諸儀礼であり、従って勅使発遣以後の一行の行動や八幡社頭の儀をも詳細に記しており、石清水臨時祭を内裏の内のみで完結するものとはしていない⁽¹⁾。一方『建武年中行事』は、内裏の外の物事には関心を払うことなく、その代わり、祭の準備段階とも言うべき事柄に大きな比重を持たせて、それらを事細かに記すのである。関心が内裏の外に向けられるか否かの違いについて、そのことが問題だと言うのではない。社頭での祭祀を次第の中軸に据えるか、これを無視しても、祭の準備に勤しむ内廷の動きに筆を割くかという、その違いに注目するのである。そうした視点から見れば、両者の描こうとする石清水臨時祭が、そ

れぞれに全く性格を異にするものであることは、明らかであろう。

同じ儀式を対象としながら、『江家次第』に記される石清水臨時祭と『建武年中行事』のそれとが、別物としか言いようのない形になったのは、何故なのだろうか。そもそも、『建武年中行事』が、先達の立てた次第を無視してまでも、準備段階に始まる石清水臨時祭というものを書かなくてはならなかった理由は、何処にあるのだろうか。その答えは、国家儀式あるいはそれを記述することに対する編者の姿勢に全てを帰することで、容易に得られるものとも思われない。また、後醍醐が石清水臨時祭という儀式をどのように捉えていたかという問題は、単に内廷行事としての把握を指摘しただけで片付けることのできる種類のものでもない。ここでは、そうした直接的な接近の方法を採るのではなく、まずは、『建武年中行事』の叙述を成り立たせている環境というものについて、考えてみたいと思う。

『江家次第』と『建武年中行事』との間には、二百年余の時の隔りがある。その間には、石清水臨時祭という儀式そのものをめぐって、様々な変化のあったことが考えられる。だが、それ以上に考えに入れておかねばならないのは、儀式あるいは儀式書のあり方をめぐる環境の質的な変化とでも言うべきものではないかと思うのである。本項では、『建武年中行事』石清水臨時祭の次第構成に特別な位置を占める前半の準備段階の記事の中から、幾つかの問題点を取り上げる。具体的には、『建武年中行事』石清水臨時祭の記事に頻出する「違例」の記述、即ち、儀式作法の定式から外れた記述について、その背景となった事情を推察して行く。「違例」の記述を通して、『建武年中行事』の叙述がどのような環境でなされたのか、

その一端を垣間見ようというのが、本項の目的である。

先述の通り、『建武年中行事』の石清水臨時祭の記事は、祭当日から一ヶ月程前、清涼殿における定めの儀を以て始まる。

二月ばかりに、奉行の藏人、使・舞人を申しさだむ。頭、朝餉のすのこにて定文をかく。まづ例文を奏す。返し給ひて、使・舞人十人をかく。代の始には、使参議、舞人四位巳下なり。つねには、使四位、舞人五位六位なり。装束、典侍・掌侍にあつ。藏人方より、をみの布をつかはす。すりばかま、公卿にあつ。べい従は内藏寮なり。定文二通、書いて奏す。御覽じて返したぶ。

ここに記されているのは、定めの儀を差配する藏人頭の作法である。藏人頭は、御前にて二通の定文を書く。天皇には予め、昨年の定文などを例文として奏覧し、大概を承知しておいてもらう。定文の一通には、祭に奉仕すべき使以下の名を書き、一通には、舞人の装束を調達すべき担当者名を書き、併せて奏覧に供するという。一読した限りではわかりにくいのが、この本文の書き方は、専ら二通の定文の内容・形式に意を用いたものになっているのである。

「代の始には、使参議、舞人四位巳下なり。つねには、使四位、舞人五位六位なり。」とあるのは、例えば『江家次第』の

代初以三参議一為レ使、舞人四位四人 五位四人 六位二人
陪従四位四人 五位四人 六位四人

などとする記述を承けて、一般的に使・舞人を務める者の資格を述べたものとも見える。しかし、前後の文脈、殊に「装束、典侍・掌侍にあつ。」以下、後続の文との関連からすれば、これもやはり、定文に書かれるべき内容に関わつての記述と考えるのが適当である

う。

参考までに、『年中行事秘抄』に「定文書様」として載せる寛徳三年(一〇四六)の例を挙げる。

A 「石清水臨時祭

使 右近衛中将藤原朝臣

舞人 信宗朝臣・隆俊朝臣・基家朝臣・良基朝臣・顕家・

師家・長家・忠家・康基・貞任

歌人 (或書。陪従十人之中。必召一打琴神琴之人等。)

師良朝臣・経家朝臣・経定朝臣・经信朝臣・兼安朝

臣・頼家朝臣・経行・則経・成任・藤原棟宗

笛 経親朝臣・筆築 成経

寛徳三年二月十九日」

B 「石清水臨時祭装束

青摺二二領 十領 典侍豎子・十二領 掌侍實子朝臣

下襲二二領 躑躅染十領 典侍頼子・柳色染十二領 掌

侍義子朝臣

摺袴十腰 一腰 内大臣・一腰 春宮大夫藤原朝臣・

一腰 権中納言藤原朝臣(以下七名略)

表袴 掌侍善子

合袴二二領 十領 保家朝臣・十二領 経国

寛徳三年二月十九日」

已上頭并経成朝臣書レ之。代始也。

Aは使以下を定めた一通、Bは舞人・陪従の装束の調進者を定めた一通で、それぞれ「」で括った部分が、寛徳三年の定文の中味に当たる。煩瑣になるのを避けて省略した部分もあり、書式も厳密

なものではないが、臨時祭の定文について、その内容や形式の概略を把握するための参考にはなる。『兵範記』仁安四年（一一六九）二月十七日の記事に、平信範が藏人頭として差配した際の定文の案を載せるが、それもほぼ同様の形式のものである。

この例によつてわかる通り、定文の定式は、まず一通に使・舞人・陪従の名を記し、もう一通には、天皇の御衣を賜るべき使を除いて、舞人・陪従に下される装束の調進を担当する者の名を記す、というものであった。しかし、『建武年中行事』の言う定文の書き様をこれと比べてみると、ここでは、祭に奉仕すべき使・舞人・陪従のうち、専ら使・舞人のみに焦点が当てられて、陪従の扱いが付随的になつていくことに気付かされよう。即ち、定文の一通目には使の名と舞人・陪従の名とを書くべきところ、本文では「使・舞人十人をかく。」となつていて、陪従への言及がない。また二通目の装束調進の担当者について、本文に「装束、典侍・掌侍にあつ。藏人方より、をみの布をつかはす。すりばかま、公卿にあつ。」とあるのは、舞人・陪従のそれではなく舞人の装束に関してのみ言われているのであつて、陪従の装束については、別に「べい従は内藏寮なり。」と断つている。陪従装束に関しては、定文に記す必要なとの意であろうか。一通目の奉仕者名簿については意識的に陪従への言及を省略したと解釈することもできるが、二通目に関しては、どう読んでも陪従装束は別扱いである。

『建武年中行事』に記された定文の書き様は、陪従の待遇に関する限り、いわば「違例」のものである。あるいは「近例」を採つたものであるか。定文の文案がそのまま残されている事例は少なく、その辺りの事情を明らかにすることは難しい。ただ『石清水臨時祭

之記』に、後醍醐在位中の建武元年（一一三三）と延元元年（一一三三）の石清水臨時祭の記録が載り、使以下を務めた者の名が知られるので、そこから多少の手がかりは得られようである。

C 使範保朝臣。舞人定清・資胤・知定・季任・隆季・氏高・冬雅・清藤・原永・資源・頼孝。歌人仲以朝臣・仲治朝臣・仲憲・※経世・※経頭・※氏村・※経繁。笛※忠村、篳篥※経家。

D 使難波少将宗秀。舞人□左兵衛権佐邦光・中務少輔泰明・千種侍従具頭・成嗣・伯侍従資繁・□行康・□。歌人丹波前司氏義朝臣・前大藏大輔知清朝臣・仲憲・仲□。家統・氏基・※経世・※経頭・※氏村・※経繁。

Cは建武元年、Dは延元元年の記録から抜き出したもの。使・舞人についてはいづれも確かな情報を得ないが、延元元年に限つて言えば、その官職から推して「つねには、使四位、舞人五位六位なり。」という『建武年中行事』の記述と大きな齟齬は来さぬようであり、侍従など、主に天皇の近習がこれを務めているらしい。通例、舞人には六位藏人二人程を行事として加えるが、ここでもその方式は踏襲されているかもしれない。一方、陪従のうち※マークを付した六人については、『尊卑分脈』により、源姓の同族であることが知られる。ちなみに一族の極官は五位相当で、六人のうち五人までが室町院・西華門院・玄輝門院といった女院の判官代や藏人となつている。この一族は、十一世紀始め頃、楽の上手として知られた贈従三位濟政の同族の流れで、歴代にわたつて陪従を務めている。十四世紀当時には既に、はつきりと楽を家業とする家ないしは門流の形を成し、専門の楽人集団として世上にも認められていたものであろう。

今、『建武年中行事』の記述を「近例」に従ったものと仮定すれば、次のような推測が成り立つであろうか。当時、このような專業樂人が奉仕する際には、御前での定めを経て奉行藏人がこれを催すという正式の手続きを踏まず、単に藏人所の沙汰として召集されたのではないか。藏人の心得を記した十四世紀始めの『夕拝備急至要抄』には、「加倍従〔四位二人。行事職事催レ之。〕」「所作陪従〔出納催レ之。〕」とある。これは、「加倍従」と「所作陪従」とを實際に召集するに当たつての、それぞれの担当者を書したもので、「所作陪従」について特に正式の手続きが不要であることを言うものではないのだが、『建武年中行事』の記事に合わせて拡大解釈すれば、参考資料として使えぬこともあるまい。召集に際して正式な手続きを必要としない奉仕者であれば、それをわざわざ御前において定めることもないであろうし、その装束について担当者を指定するまでということもなからう。

『建武年中行事』の記事に倣えば、『夕拝備急至要抄』に「所作陪従」と称される類の專業の樂人のための装束は、内藏寮で一括用意したということになる。これについては、『江家次第』の「分三取装束一事」に「人長料〔自二内藏寮一給レ之〕」とあるのを、利用してみよう。『江家次第』の記事は、臨時祭当日の早朝、舞人以下に装束を分け与える際の担当者を示したもので、調進担当者を言うものではないのだが、少し無理をすれば『建武年中行事』の記述に見合うような解釈を引き出せぬこともない。つまり、十四世紀当時には、内藏寮が專業樂人の装束の調製から頒与までを担当し、神樂の人長が代表してこれを受けるということになっていたのかもしれない。

仮に、以上のような推測が正しいものとする、定文の定式が生きていた十一・二世紀から『建武年中行事』の頃までに、陪従の待遇に関しては、大きな変化があったことになる。『建武年中行事』の記事についての裏付けを得るためにも、その変化の跡を辿ることはできないだろうか。

天慶五年に初めて石清水臨時祭が行われた際には、半年程前の四年(九四一)十一月五日から歌舞の練習が始められた。『年中行事秘抄』に載せる記録によれば、

始レ自今年一石清水可レ被レ奉二歌舞人等一。以二式乾門内西掖一為二樂所一。自二今日一行レ之。所司毎日差レ饌。舞人十人。

左右衛門。左右兵衛。左右馬。兵庫等判官也。歌人十人。堪能六位等也。

とあり、舞人十人の内訳は「左右衛門。左右兵衛。左右馬。兵庫等判官」、陪従十人の内訳は「堪能六位等」となっている。つまり初度の石清水臨時祭では、舞人・陪従ともに五・六位が、それも主に六位が奉仕したのであって、以後の祭においても、基本的にはこの例を以て、舞人・陪従の選出基準としたものと考えられる。しかし、いつの頃からか、舞人・陪従には、四位・五位が多く加わるようになって行く。先に挙げた『江家次第』の記事に、「舞人四位四人 五位四人 六位二人 陪従四位四人 五位四人 六位四人」とされているのは、代始めの盛儀について述べたものであるが、通常の場合でも、四・五位の数が減らされる程度で、舞人・陪従を六位ばかりが占めるといったことはない。しかも、四・五位の比重が増した段階で、これもいつの頃からか、陪従についてのみ、四・五位と六位とを区別する呼称が行われるようになる。一般に、四・五位を

「加陪従」、六位を「所作の者」あるいは「才の者」などと言うのがそれである。舞人は一括「舞人」であって、特にそのような呼称による区別が行われた形跡はない。当初は、舞人と陪従との間に特別な差異のなかったものが、両者の間には次第に、何らかの意味で相異なる性格付けがなされるようになり、殊に六位陪従に対して、これを独特の位置にあるものと見做すようになって行ったのである。

雅楽寮や楽所あるいは近衛・衛門に、舞楽に堪能な者が属して祭に奉仕したこと、それらの官職が早くから特定の氏や家の專業となる傾向にあったことは、一般にも知られている。六位陪従は、そうした専門家の役だったのである。しかし、陪従のうちの專業集団を「所作陪従」として他から区別することは、それで一応の説明が付くとしても、舞人と陪従との間に見られる性格の相違については、どのように考えたらよいのであろうか。つまり、『江家次第』に記される通りであれば、位階構成に目立った差異もないはずであるのに、舞人に限って、四・五位と六位とを区別しないというのは、何故なのだろう。上記のような專業の樂人は、陪従として奉仕することとはあっても、舞人を務めることはなかったのであろうか。その辺りの事情を、十一・二世紀の記録によって見ておこう。

『小右記』長和五年（一〇一六）三月十二日の試楽の記事には、舞人・陪従の名が、次のように記されている。

- E 舞人四位四人〔雅、通右中将兼中宮亮、兼経左少将、定経民部大輔兼侍従、公成右少将〕五位四人〔経通左少将、良経少納言、顯基右少将、※誠任左衛門佐〕六位二人〔源章任左兵衛尉、大江定任右兵衛尉〕……陪従〔済政修理大夫、定頼右中弁中宮亮、知光備中守、遠理大膳大夫（筆策）、

忠通、行義（已上四位）、経頼左少弁、孝義、惟忠左馬助、任合主水正、信明（已上五位）、備道〕

この年は後一条の代始めで、メンバーの位階は相対的に高い。このうち、※マークを付した五位舞人の誠任は、『左経記』寛仁二年（一〇一八）三月十三日の記事により、二年後の臨時祭にも奉仕したことが知られる。また、四位陪従に済政とあるのは、建武元年・延元元年（C・D）に一族で陪従を務めた樂人集団の遠い同族に当たると、贈従三位源済政を指すものと推定される。この例では、舞人十人のうち八人、陪従十二人のうち十一人と、五位以上が大半を占め、特に陪従役に專業樂人が多いという様子も見受けられない。

ところが、それから百五十年余を経た十二世紀半ば以降になると、状況に若干の変化が見られるようになる。『兵範記』仁安二年（一一六七）の六条の代始めの祭に関する記事によれば、舞人・陪従には次のような人々が選ばれていた。三月二十日の祭当日の記事が正式な名簿によるものかと思われるが、『史料大成』本文の当該部分は錯簡が著しいため、舞人に限っては、数日前の試楽の記事により、参加者のみの名を列挙する。

- F 舞人 左近中〔朝臣、衛門佐経〕、中務大輔長明、侍従俊定、少納言定宗、藏人右衛門〔菅原良成、藏人兵衛尉伯親長〕
- 歌人、修理権〔前左衛門佐宗保朝臣、前馬権頭能定朝臣、皇太后〔朝臣（已上、地下四位）、左近大夫為頼、散位重光（已上兩人、藏人五位）、※雅楽〔橋仲俊位範光、宗行、※藤原有頼、※川親資（笛）、※橘仲俊〕
- 舞人との比較が十分にできないのは残念だが、陪従については、

多くの情報が得られる。まず目に付くのは、先の例と同じく代始めであるのに、陪従十二人のうち六人までを六位が占めていることである。次に、※マークを付したのは、別の年にも勤仕した者であるが、それが六位陪従に集中している。個々の人物について見ておこう。六位の筆頭に挙げられているのは、同日記事の別の箇所から雅楽頭頼方と知られる。『尊卑分脈』によれば、曾祖父の代から陪従を務める家の出身であり、『兵範記』保元三年(一一五八)三月十日の記事によれば、九年前のこの年にも六位陪従を務めている。有頼は、頼方の子で、後に自身も雅楽頭になっており、『山槐記』によれば、十三年後の治承四年(一一八〇)、四月二十六日に行われた安德代始めの祭にも、陪従として勤仕している。範光・親資・仲俊は、ともに『兵範記』仁安四年(一一六九)二月十七日の定文にも歌人として名が見え、特に仲俊は、治承四年にも陪従を務めている。『尊卑分脈』によれば、親資と仲俊とは兄弟の關係にあり、親資の二人の子も陪従の経歴を持つ。また同族からは、将監や衛門尉を盛んに出している。このように、陪従のうちに「所作陪従」と呼ばれる層の占める割合が漸増するとともに、その專業化・譜代化の傾向が顕著に見られるようになるのである。

この傾向を、同じ代始めの例で確認するため、『山槐記』治承四年四月二十六日の記事から、舞人・陪従の名を抜き出しておく。

G 舞人

四位四人、左少将公守朝臣、右馬頭長房朝臣、左少将通資朝臣、左中将清通朝臣。五位四人、右兵衛佐盛定、右少将基範、侍従実保、侍従成家。六位二人、左兵衛尉源信政、藏人左近将監高階親家。

陪従

四位四人、中務権大輔経家、右京権大夫信行、前右馬権頭隆信、前少納言重雅。五位加陪従二人、散位為賢、右馬助季高。所作陪従六人、経時、信綱、惟成、仲俊、有頼。

『山槐記』の当該記事では、「所作陪従六人」としながら五人の名しか挙がっていないが、陪従の定員から推して「六人」という数を誤ったのではなく、そのうちの一人の名を書き落としたものであろう。まず、六位の占める割合について見ると、舞人は十人のうち二人であるのに対して、陪従は十二人のうちの半数となっている。次に、專業化・譜代化の傾向についてであるが、当該記事には、五位以上の舞人全員と六位舞人のうちの一人に、それぞれ「五位時勤舞人」「院御時度々勤舞人」などという注が付されている。但しこれは、勅使を務めた正三位右近中将頼実について「寛治之度、祖父大納言、為三位中将為使。相叶彼佳例歟。」と注記すると同様、当人にとつての榮譽を記念したものであり、これを以て直ちに專業的性格を読み取るというわけにはいかないだろう。一方、所作陪従には、いずれも譜代の者が選ばれているようである。仲俊・有頼に関しては、既に仁安二年の例(F)によって紹介したので、ここでは、それ以外の三人について、簡単に述べる。六位筆頭の経時は、建武元年・延元元年(C・D)の陪従らの直接の祖先であり、その父に当たる雅楽頭範基が保元三年に陪従を務めたことは、『兵範記』にも記されている。同じく『兵範記』によれば、信綱は保元三年と仁安四年に、惟成は仁安四年に、やはり陪従として勤仕している。

ここには代始めの例のみを挙げたが、通常の年度であれば、陪従のうちに六位の占める割合は、さらに増すようである。例えば『兵

「範記」でこれを見ると、久寿二年（一一五五）・保元三年・仁安四年の祭では、十二人のうち八人を「所作陪従」が占めている。それらの多くが專業樂人であることは、これまで紹介した個々の人物の陪従歴からも、十分に窺われよう。

以上に見て来たことをまとめると、次のようになる。十世紀半ば、初度の石清水臨時祭が行われた頃には、舞人・陪従はいずれも、主に六位相当の上手が務めるものとされていた。だが、それから間もなく、舞人・陪従には四・五位が多く加えられるようになり、その重みも増して行つた。さらに、十一世紀の始めから十二世紀の半ばまでの間に、特に陪従について、六位の占める割合が増し、それに伴つて專業化が進むという変化が起こつた。推測するに、舞人・陪従の構成に関わるこうした動きは、臨時祭がある種のイベント性を強めて行くことと、一体のものであったのではなからうか。初期における四・五位の舞人・陪従の増加は、臨時祭が、宮廷人にとって歌舞の祭典という意味合いを持つようになったことに呼応するものと思われる。その傾向は、時代の降るにつれて強化され、舞人奉仕は、六位のそれをも含め、技量とは殆ど無関係に、若き宮廷人の榮譽の役となつた。²⁾一方、舞人の技量の無実化に対する反作用のようにして、陪従の専門化が進み、四・五位は形ばかりの「加陪従」として、一時代前の名残を留めるだけのものになつたのではなからうか。

『江家次第』においては、舞人・陪従それぞれの位階構成に、格別な差は設けられていない。しかし、そうしたあり方は、遅くとも十二世紀半ばまでには、内実を失つていたのである。先に挙げた「夕拝備急至要抄」に、「加陪従〔四位二人。行事職事催レ之。〕」「所作陪従〔出納催レ之。〕」とあつたことを、もう一度振り返つてみたい。

陪従全体の定員に変わりはなかつたとすれば、その構成は、四位二人、六位十人である。十四世紀始めまでには、六位の増加に伴う陪従全体の專業化が、さらに加速度的に進行したことを窺わせる。

寛徳三年の例（A・B）に見るような、舞人・陪従にはほぼ同等の格付けを与える定文の定式は、陪従が舞人と並んで宮廷人の晴れの役目であつた時代にあつてこそ、実質的な意味を伴うものであつた。その定式が、十二世紀半ばに至るまで尊重されていたことは、『兵範記』に載せる仁安四年の定文により、明らかである。しかし、それはあくまでも定式として尊重されたまでであつて、この時期には既に、舞人・陪従をめぐる実際の情勢に即したものでなくなつていたはずである。

『古今著聞集』には、万寿二年（一一〇二五）の賀茂あるいは石清水の臨時祭に、その年二十二才にして右近権中将に昇つたばかりの源隆国が陪従に指名されたが、腹を立てて当日に至つても装束を受け取らず、関白頼通の取りなしを受けてようやくこれを務めたという話がある。³⁾この話が史実に基づくものとすれば、万寿二年は代始めでもなく、隆国はこの時従四位下であつたから、勅使の役を望んだということも考えられる。しかし、説話集の編まれた十三世紀半ばの宮廷人が、陪従の役に対して抱いていたであろう見方を重視した場合には、舞人でなく陪従を命じられたことが、誇り高い隆国のプライドを傷つけたという解釈さえ、十分に成り立ちそうである。

院政期の日記などを見ると、舞人は、一般に天皇の近臣の務める役で、公卿の子弟が選ばれることも多く、従つて、その位次がしばしば論議の種となつたりしている。また、祭の次第構成のうちには、試案や祭当日の舞御覽など、舞人にとって晴れがましい場面が頻繁

に用意されている。これに比べて、陪従の役は地下の専門家に偏り、儀式の中での活動ぶりもいたって地味である。舞人・陪従の人員構成の相違と儀式の形との間に、何らかの関連のあることは確かであろう。それは、祭の次第において陪従の役割が目立たぬために、役の奉仕をも專業樂人に任せるようになったのか、それとも、陪従が專業樂人の役となるにつれて、それに合わせるように次第の整備がなされて行ったということなのか、いずれであらう。王朝国家の儀式がどのように形成されて行くものなのかという問題にも関わって、興味を惹かれるところである。

『建武年中行事』は、定文の書き様を言うのに、使・舞人の指名のみを取り上げて陪従には言及せず、装束担当についても舞人とは別扱いで「べい従は内蔵寮なり。」としている。その記述は、陪従即ち職業的樂人と認識されるような当時の情況に即した形で、定文の定式ではなく、むしろ実際の運用に限りなく近いところを述べたものようである。こうした記述には、あるいは、王朝国家儀式が中世を生き延びて行く、その具体相が鮮明に映し出されていると言えるのかもしれない。但し、『建武年中行事』の記述には、時として、定式と実態との違いというレベルでは解釈できぬような問題が含まれていることも事実である。それは例えば調楽に関する記述のうちに、次のような形で表れている。

日次を撰びて、調楽あり。舞人、皆まゐるべけれど、この比、二三人などぞ見ゆる。北の陣に幄をうちて、兵衛の陣にならずらへて此事あり。いさ、か舞ひて物のねをならして、殿上の口にまゐる。聊まひて、大ひれかへしうたひて、幄に帰りて、献盃・御神楽などあり。

調楽というのは、祭に備えて舞人以下が歌舞の練習をするのである。御前での定めの後、ほぼ一ヶ月の間に数回にわたって行われる。舞人等は、祭のために臨時に設けられた樂所で一通りの練習をしてから、列を連ねて清涼殿に向かい、殿上の下口で練習の成果を披露して、再び樂所に戻る。

ここで検討を要するのは、樂所の位置についてである。本文には「北の陣に幄をうちて、兵衛の陣にならずらへて此事あり。」とあって、兵衛陣に樂所を設けるのが本来であるけれども、北陣を兵衛陣に見立ててそこに幄舎を立てるとしている。北陣というのは、平安宮内裏では、外郭の北面中央にある朔平門のこと。兵衛陣は、同じく内郭の東西南中央にある門で、左が宣陽門、右が陰明門である。本文の記述は里内裏での実施を前提としたもので、里内裏の多くは建物の配置などが平安宮内裏とは異なるため、儀式の度ごとにその定式に叶うよう、寢殿や対屋を各殿舎になぞらえたり中門を宮城門になぞらえたりしたのである。だがここで、樂所の正式な位置が兵衛陣であるとされているのは、如何にも腑に落ちない。むしろこれとは逆に、樂所は北陣に置くのが定式であり、時宜に応じて衛門陣を北陣になぞらえるというのが、通例だったのではなからうか。

先にも触れた通り、初度の石清水臨時祭に当たっては、半年程前の天慶四年（九四一）十一月五日から歌舞の練習が始められたが、その際に樂所が置かれたのは、平安宮内裏の「式乾門内西腋」であった。「式乾門」は、内裏の北面中央の門である朔平門の西腋に位置する。以後に実施された祭の中から、樂所の位置の知られる例を幾つか挙げ、個別に検証して行く。

①『御堂関白記』寛弘二年（一〇〇五）二月二三日「於馬場殿

初調楽

②『小右記』長和五年(二〇一六)三月二日、試楽「從樂所
〔馬場後舎〕経池東並東対北、度寝殿前」

③『後二条師通記』寛治六年(二〇九二)三月二日、試楽「左
衛門陣為樂所」

④『兵範記』保元三年(一一五八)三月十日、調楽「着樂所桂
芳坊」

⑤『兵範記』仁安四年(一一六九)二月二三日、調楽「陣頭無
其便宜、仍油小路面四足南掖〔衛門陣也〕、立所司帳、為樂所」

①については内裏の所在の特定にやや問題があり、後述する。②は、土御門殿(上東門第)を里内裏としていた時に行われたもので、敷地内の東方やや南寄りにあった「馬場後舎」を樂所としている。

③は、堀河殿に里内裏があった時のことで、「左衛門陣」即ち建春門になぞらえた東門に樂所を置いている。土御門殿・堀河殿は、いずれも西半部が格式の高い西礼の邸宅で、西門を儀礼的な門とする。つまり、②・③どちらの例も、里内裏の正門とは反対の位置にある門、いわば裏門の内やそれに近接した建物に樂所を設けている。④は平安宮内裏で行われたもの。樂所となった「桂芳坊」は朔平門東隣の建物である。⑤は閑院第で行われたものであるが、本来樂所とすべき「陣頭」では不都合だといので、「右衛門陣」即ち宜秋門になぞらえた西の四足門の南掖に樂所を置いた。閑院第は東礼の邸宅であるから、油小路に面した西門は、いわば裏の門である。

これらの例から分かるように、樂所は、平安宮内裏では、南の正門たる建礼門に対するところの北の朔平門あるいはその脇に置かれ、里内裏では、儀礼的な門とは反対の方向に位置する門あるいは

その近くに置かれたのである。①の例については、これまでのところ一条代の寛弘二年二月二三日当時に里内裏であったという見方はされていないようであるが、平安宮内裏の「馬場殿」即ち武徳殿は大内裏西門の殷富門に近接した建物で、内裏からあまりにも離れており、ここはやはり②の例と同様に土御門殿の「馬場殿」を指すとした方が理解し易い。土御門殿で行われたものであるとすれば、②以下の例と同様に解釈できることにもなる。さらに調査を要する例としておく。

平安宮内裏では、朔平門東掖の桂芳坊に樂人の詰める官司としての樂所が置かれたことが知られており、^⑤祭における樂所の位置の定式と無関係ではないかもしれない。一方、朔平門を北陣とも称するのは、かつてその脇に衛門陣があったことによるらしく、また式乾門に陣が存在したという記録もあるが、そのことと里内裏での祭に多く衛門陣を樂所としたことを、直接に結びつけて考える必要はなからう。平安宮内裏において、南の建礼門を正門とすれば北陣即ち朔平門は裏門なのであり、その裏門の辺りに樂所を設けるといのが、祭の定式だったのである。しかし、里内裏となった邸宅が東礼あるいは西礼をとる場合、裏門は西門あるいは東門であって、その邸宅の「北の陣」は定式に合わぬこととなる。⑤に「陣頭無其便宜」と言うのはその辺りの事情を指すのであって、閑院内裏の「北の陣」は裏門に当たらぬため、定式通りに祭を行うには樂所の位置として不適当だと言うのである。そういった場合は、邸宅の裏門たる西門あるいは東門に樂所を設けるしかない。そして東西の門は、平安宮内裏では衛門陣に相当するのである。

平安宮内裏の北陣を所謂裏門とする認識は、祭当日、内裏を出て

石清水に向かう使以下の行列を天皇が見物する際、北陣に出るといふことから分かる。行列見物はあくまでも内々のことだから、天皇は裏口からこっそり見るのである。内々のこととはいえ、北陣での御覧はほぼ恒例となっていて、そのため一行は必ず北陣の前を経由して京中に出て行く。無論この場合の「北陣」というのも、里内裏であれば多く衛門陣、即ち東西いずれかの門がそれになぞらえられるのである。北陣は内裏の裏門であり、祭の楽所もまたその近辺に、内裏の裏手に設けるべきものであった。こういった考え方は、時代が降っても基本的に変化はなかったものと考えられる。

そこで再び、「北の陣に幄をうちて、兵衛の陣にならずらへて此事あり。」という『建武年中行事』の本文に戻ると、この記述が二重の疑問を含むものであることに気付く。まず、「北の陣」に楽所を設けることについて、これを南に儀礼門を持つ平安宮内裏の形から導かれた定式とせず、むしろ里内裏で実施する場合の便法としている点をどう解釈するかであるが、これはやはり本文記述にあたっての錯誤ではないかと思う。典拠とされた資料が既に誤っていたという条件も想定できるが、敢えて大胆な憶測をすれば、漢文資料の誤読などといった単純なミスがこのような記述を導いたということも、可能性としては全く考えられぬというわけでもあるまい。

仮にそう考えたとすれば、さらに次の疑問が生じる。「衛門陣に幄をうちて、北の陣にならずらへて」とすべき所を誤ったものであるとすれば、何故「衛門陣」ではなく「兵衛陣」となっているのか。これについては、時代の降るに従って里内裏の規模が次第に縮小するということ、一般的な傾向を念頭に置くことと理解し易いかもしれない。平安宮内裏では、内郭の東西門に左右兵衛陣、外郭の東西門に左右

衛門陣を置いたが、邸宅規模の小さい里内裏の場合、日常的な場面において両者を区別することは困難であったと思われる。平安宮内裏とは形式の全く異なる邸宅を、儀式の際にはそれぞれの定式に応じて平安宮内裏になぞらえるのであるから、儀式の指図などでは日常的に同一視された兵衛陣と衛門陣との混同が起きるといふようなこともあり得たかもしれない。

祭に関する通例の作法と『建武年中行事』の記述との相違が、典拠となつた資料からの知識をそのまま引き継いだ結果のものなのか、それとも単なる資料の誤読や表記ミスによるものなのか、いずれにしても、かなりの無理を承知の上で仮定と推測とを重ねるような作業を抜きにしては、解釈し難いものがあるといえよう。

なお付言すれば、『江家次第』頭書に「大内儀楽所在二兵衛陣、里内儀打三幄於北陣、准二兵衛陣一也、兵衛陣ノ北ヲ陣ト云也」とあるのは、『建武年中行事』に言われるところと同じである。しかし、『江家次第』の頭書はその殆どが後人による補入であり、特に一条兼良の『江次第鈔』と共通するものが多いとされる。そこで『江次第鈔』を見ると、「次擇日次調楽〔於兵衛陣有此事。里内打幄於北陣、発物声、參殿上口、帰着幄勸坏。〕」とあって、確かに『江家次第』頭書と同趣の内容である。と言うより、むしろ『江次第鈔』の文は、『建武年中行事』調査記事の引き写しとさえ思われる。従つて、『建武年中行事』の記述に一定の根拠を求めようとしても、『江家次第』のこの頭書から手がかりを得ることは、まず期待できない。本項では特に「定文」と「楽所」に関する記述のみを取り上げだが、『建武年中行事』の石清水臨時祭の記事には、この他にも、儀式の定式や通例と異なる記述がなされているために、解釈に困難を

伴うような例が散見する。そのうちの幾つかについては引き続き次項で触れることになるので、さらに具体的な例を挙げることは省略するが、そうした「違例」の記述がなされることとなった背景について、とりあえずここで考えをまとめておくこととしたい。もとより、その直接的原因を特定することは、問題の性格からして殆ど不可能に近いのではあるが、おおよそのところとしては、次のような見通しが立てられるのではないかと思う。

冒頭に述べた通り、「石清水臨時祭は十世紀半ばに始まった新しい儀式であり、『建武年中行事』以前にこれを取り上げて次第を詳述した総合的な儀式書としては、唯一『江家次第』があるのみである。しかも『建武年中行事』は、石清水臨時祭という儀式を、式日より一ヶ月も以前の準備段階から始まるものとして捉えており、祭当日の儀そのものを次第構成の軸とする『江家次第』とは、記述の眼目が異なるばかりか、記述の対象となる領域にも違いが出ている。つまり『建武年中行事』は、石清水臨時祭の基礎資料として、過去の権威ある儀式書というようなものを持てなかつた、あるいは意識的に持たなかつたのである。先に掲げた『建武年中行事』石清水臨時祭の次第を、もう一度振り返ってみよう。

定め——調楽——御馬御覽——試楽——装束下賜——臨時祭御
 禊の儀——臨時祭庭座の儀——臨時祭舞御覽の儀——還立

このうちの前半の部分、特に御前での定め・調楽・御馬御覽については、直接あるいは間接の資料として、藏人層の日記や記録などが使われたことを推測させる。これらの部分については、儀式のための設営など諸々の手配に携わる当事者以外には必要とされないような事柄が多く含まれるからである。一方、試楽や祭当日の儀・還

立については、あるいは『江家次第』に拠ったかと思われる記述を認めることもできるが、他にも公卿層の日記や作法書の類が参照されているようである。

このように『建武年中行事』の石清水臨時祭の記述は、その大半が、かなり近い時代の日記や記録・口伝などの類から得た知識に基づいてなされたと思われる。さらに、資料の扱い方としては、個々の事柄について批判・検証といった手続きが踏まれた形跡は見られず、資料の言うところを殆ど生の形のまま採用しており、しかも場面によって異なる資料が参照されているようである。即ち『建武年中行事』の石清水臨時祭の記事に「違例」の記述が相対的に多く見られるのは、資料の質とその扱われ方によるのが大きいのではないかと思われる。勿論、そのことの是非を問うていくのではない。そうした記述の方法が、極めて意識的なものであったという可能性は、十分に考えられるからである。

『建武年中行事』の記す石清水臨時祭は、御前での定めに始まり、諸々の儀式を経て当日の儀に至り、翌日の還立の儀を以て閉じられる約一ヶ月間の一連の行事である。そこには、定文や楽所の手配などといった奉行藏人のなすべき祭の諸準備や、清涼殿東庭で行われる儀式のためのしつらいや、儀式に際して天皇・垣下の公卿・介添への藏人等の採るべき諸作法等が、日を追って順次並べ挙げられている。それらは、必ずしも正しい作法を伝えるものではなく、実態に即した身近な処理方法や、確かな根拠も持たない情報の断片である。そして、その一つ一つは、藏人や公卿がそれぞれの職掌や役割分担を通して扱えた、具体的な儀式の姿でもあつたらう。『建武年中行事』は、内廷儀式としての石清水臨時祭を、内廷を構成する宮

廷人の視点を通して提示したのである。

石清水臨時祭に対する『建武年中行事』のこうした捉え方が、必ずしも普遍的なものでないことは、『江家次第』の次第構成との比較によっても明らかである。だが、普遍性を持ち得ぬということは、石清水臨時祭を始めとする王朝国家儀式の叙述には避け難い、一種の属性のようなものであったかもしれない。令制儀式には、国撰・私撰の儀式書による次第や作法の整備の積み重ねがあった。儀式書は、それぞれの時代に即して次第や作法に改変を加えつつも、一方では、再定義を繰り返すことによって儀式に一定の普遍的な形を与え、時代に相応しい意味付けを与えるという役割も果たしてきた。それらの儀式書が、新しく生まれた儀式に関心を払わなかつたわけではない。だが、例えば明確な国家像のもとに俯瞰的な視座から捉えられた儀式の姿を提示するというような叙述方法は、令制儀式にこそ相応しいものだったのであろうか。

王朝国家に生い立った儀式は、『江家次第』から後には、専ら、現場性の強い日記や記録、あるいは特定の職に伴う作法の書にその形を伝えることで、中世を生き延びて行った。そこには、常に個別の視点から捉えられた儀式の姿のみが存在する。『江家次第』は、石清水臨時祭に令制儀式と同様の普遍的な形姿を与えようと試みた、最初の儀式書であった。しかし、その後の二百年余の間に、石清水臨時祭に関する記述は、むしろ常態としての個別性を定着させていった。『建武年中行事』もやはり、儀式書の系譜を継ぐものとして、個別性を超えた大文字の石清水臨時祭を提示しようとしたはずである。だが結果的には、その不可能性をこそ明らかにすることとなり、普遍性からは程遠い中世儀式の実態を映し出すこととなつ

たのではなからうか。

注

(1) 『西宮記』「賀茂臨時祭」の次第は、定めに始まり調楽以下を経て当日の儀に到るというもので、社頭の儀への言及もなく、『建武年中行事』の石清水臨時祭の次第構成に通ずるものがある。一方『江家次第』の「賀茂臨時祭」は、石清水の記事と同様、社頭の儀の次第をも逐一挙げており、『江家次第』における臨時祭というものの捉え方には一貫性が認められる。

(2) 『兵範記』保元三年三月の記事によれば、この年、石清水臨時祭の舞人を務めた信範は、初度の調楽の際には未だ舞の手を覚えていなかった。しかし、当日には一の舞人として舞御覽に臨み、つつがなく責務を果たしたことになっている。

(3) 『古今著聞集』卷第三、公事、第九十二話

(4) 以下、里内裏の特定及び各邸宅の配置形式については、太田静六氏『寝殿造の研究』第三章第二節「藤原道長の土御門殿」、第四章第六節「堀河殿の考察」、第五章第二節「閑院第の研究」、並びに第七章の挿表「平安時代における里内裏関係年表」を参照した。

(5) 元和古活字那波道円本『倭名類聚抄』卷十「居室」に「桂芳坊」(…今為樂所是也)とあり、『政事要略』所引『西宮記』逸文「所々事」にも「樂所」(在「桂芳坊。有別当…」とする。

(6) 『日本紀略』によれば、天延三年(九七五)十一月十四日、「朔平門右衛門陣屋」に放火があった。また、同じく『日本紀略』天元五年(九八二)六月七日の宣旨では、去る五日夜「式乾門陣西御垣下」に強盗が侵入し、放火があったとしている。

(7) 『臨放記』(『石清水八幡宮資料叢書』第三篇)所引の『岡谷関白記』によれば、建長元年(一二四九)三月二二日の祭においても「左衛門陣北門」が北陣になぞらえられており、門前を渡る使一行の御覽があった。

(8) 太田氏前掲書(注4)、第七章第一節「平安時代における里内裏の概観」

(9) 所功氏『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第五章「江家次第」の成立」

○試楽の再興

後醍醐天皇は、石清水臨時祭という儀式に、何を見ていたのであろうか。あるいは、それがどのような儀式であることを望んだのだろうか。前項に述べた通り、『建武年中行事』の石清水臨時祭の記述は、かなり近い時代のものを中心に、藏人層・公卿層の日記などから得られた情報を、場面ごとに使い分けることよってなされたと考えられる。そこには、特定の役割を以て祭に参加した者たちの複数の視点が混在する。しかし同時に、資料はあくまでも資料なのであるから、それら複数の視点を統合し、一つのまとまった記述として成り立たせているものを見定めておかねばなるまい。問題の核心に迫ることは容易ではなさそうだが、とりあえず、手がかりとなりそうなところから考えてみようと思う。

『建武年中行事』には、「今の代」への言及がしばしば見られる。近頃は行われなくなっていた、あるいは永らく途絶えていた儀式の次第なり作法なりを、後醍醐の代に復活したということを言うのであり、石清水臨時祭についても、試楽を再興したという記述がある。これを事実として受け取るか否かは別としても、儀式のあるべき姿というものに対する編者の明確な意志表明であることには違いなく、その背景を探ってみる必要があるだろう。

試楽の次第は、次のような書き出しで始まっている。

前二日ばかりに、試楽の事あり。ちか比はきこえぬを、今の代にぞおこなはれける。

試楽とは、天皇の御前で、舞人・陪従が石清水に奉納する歌舞を披露する儀式である。天皇が清涼殿孫廂に出御、公卿は簀子から長橋にかけて設けた座に、殿上人は庭外の壁下の座に着く。舞人は滝口の戸から東庭に参入し、仁寿殿の露台を経て御前に並び立ち、陪従の演奏に合わせて東遊の「駿河舞」「求め子」を舞うというのが、次第の概略である。かつては、祭のための齋籠に入る前、即ち当日の二日ほど前に日を選び、御馬御覽に引き続いて同日に行うのが通例であったが、試楽は徐々に代始めのみの儀となり、後には全く行われなくなった。御馬御覽は、『建武年中行事』においても、試楽に先立つ次第として直前に置かれているので、これについても簡単に触れておく。

御馬御覽、左右馬寮の御馬をめして御覽じて、十疋をさだむ。

本府官人、さし繩のために候。左右の大將、御馬のりまゐらす。

御馬不足ならば、狩立の御馬とて、関白・左右大將・後院御馬やなどにめすめり。御覽はて、三日齋籠すべし。

御馬御覽は、石清水に走馬として奉るべき馬を東庭に牽き出し、社頭においてするのと同じように巡らせて、点定・披露する儀式であるが、ここでは、馬のさし繩を取る役・乗り手の徵集、馬の手配など、儀式の準備として奉行藏人のなすべき事柄を挙げている。

「御覽はて、三日齋籠すべし。」とあるのは、御馬御覽の後、祭の前日から翌日の使の帰参まで、前後齋を含めた三日間の潔齋に入ることを言う。⁽¹⁾『建武年中行事』の本文では、御馬御覽の記事の最後に「御覽はて、三日齋籠すべし。」としておいて、引き続き、試楽の記事を「前二日ばかりに、試楽の事あり。」と始めているので、一見すると、二つの儀式は別の日に実施されたとも受け取れそうな

書き方になっていく。しかし、試樂が行われた当時の実際の日程としては、両者は重なるのであって、『建武年中行事』では、御馬御覽と試樂とが多く同日に行われたという実績を計算に入れることなく、両者をそれぞれ独立した次第として別箇に扱っているために、日程について多少の混乱をも招きそうな書き方となっているのである。

試樂は、十二世紀の中頃を境として、徐々に行われなくなっていくようである。その過程を、概略たどってみよう。まず、『左経記』長元元年(一〇二八)三月二日の記事によれば、この日の試樂は、舞人が二人しか参入せず中止となった。また『中右記』寛治三年(一〇八九)三月二日の記事によれば、この日も、試樂に続いて潔斎に入る予定であったが、舞人が二・三人しか参籠せぬということを取りやめになった。しかしこの頃はまだ、試樂の中止は特に記録に残るような異例のことであつたし、それ自身が相当な重みをもつ行事と考えられていたのである。ただ、次に挙げる例は、十二世紀始めの頃の試樂がどのような状態にあつたか、およそのところを窺わせるものである。

『長秋記』天永四年(一一一三)三月一八日に行われた試樂の記事に、以下のような条がある。

頭中将通季、召舞人。此間雨脚如沃、仍暫入御、公卿起座。撤長橋並殿上人座、於中門北廊、有舞。……依所狭舞人六人列立(五位四人、六位二人)。右衛門権佐重隆、雖参不立列。密々語云、靱負佐許不参試樂、而去年依有勘当、成恐参仕、而依天之助無座不立舞、是小慶也者。参左府申今日事、仰云、不可参祭日之人、多試樂日所参也、而人々多不被参、如何。

当時、里内裏は東洞院東の大炊殿にあつた。大炊殿は西礼の邸宅であるので、西対が清涼殿にあてられたと思われるが、この日は途中から雨儀を用い、舞の披露を前庭(おそらくは南庭)ではなく西対から延びる中門の北廊内で行つたので、スペースの不足から舞人全員が舞うことはしなかつた。御前で舞披露を免れた舞人の一人が、著者の源師時にこっそり打ち明けた。「試樂に欠席して咎めを受けた舞人の先例があるので仕方なく参仕したのだが、思いがけず雨に助けられたよ。」と。師時からこの話を聞いた左大臣源俊房は「祭当日の儀に参加できずとも、試樂には参るはずのものであるのに、欠席者の多いのは困つたものだ。」と嘆いたという。

前項に述べた通り、舞人は一般に天皇の近習や公卿の子弟の務めるものとされ、また儀式には舞人のための晴れがましい場面が、様々な形で用意されているけれども、そのことが逆に舞人の懈怠を招いているように見えるのは興味深い。場合によっては、こうした理由による舞人の不参から、試樂を中止せざるを得ない事態に至つたこともあつたのではなからうか。

一方、左大臣俊房は、時に七十九才。近年めつきり多くなつた懈怠に苦言を呈する中で、「不可参祭日之人、多試樂日所参也」と述べているのが、特に注目される。これは、直接的には舞人のみに関わる発言として読めるかもしれない。「舞の披露は、舞人の重要な役割だ。当日の舞御覧に参加できずとも、試樂には必ず参加して、その責を果たすべきだ。」というように。しかし実は、試樂参加を以て当日の出仕に代えるというのは、舞人に限らず宮廷人一般に適用されるところの、当時の故実であつた。従つて、ここに「人々多不被参、如何」と批判される対象も、舞人をも含めた一般の「人々」

である。即ち、俊房の発言は、次のように読み取るのが適当であろう。「試楽は、祭当日の儀に代わるほどの大事な行事である。にもかかわらず、舞人はもとより宮廷人一般にまで、試楽を疎かにする風潮が蔓延しつつある。けしからぬ事態ではないか。」と。この例からは、試楽の退潮傾向と同時に、当時の試楽に対する認識の一端をも知ることができる。臨時祭の全体にも関わる認識として、留意しておきたい。

この後、数代のうちに、試楽は代始めの盛儀以外には行わぬということが定着したようである。さらに、『山槐記』治承四年（一一八〇）四月二十六日には「雖代始無試楽。日次不宜之上、寛治無之、依彼例歟。」とあって、代始めであっても試楽を行わぬ事実上の初例が現れ、それ以後は実施の記録そのものが殆ど見られなくなる。『師光年中行事』は「近代々始之外多略之。」とするが、見て来たような経過から推すと、そこに言われている「近代」とは、十三世紀半ばから振り返ってほぼ百年来ということのようである。同様に「ちか比はきこえぬを」と言っても、『建武年中行事』の頃には既に、試楽の実施がなくなつてから百数十年の歳月を経っていたことにな⁽⁵⁾る。

『建武年中行事』によれば、後醍醐はその試楽を復活したという。このような言明のなされる背景としては、大きく分けて二通りの考え方を想定することができる。一つは、「ちか比」になつて途絶えた儀式を再興し、試楽をも組み込んだ石清水臨時祭の往時の姿を再現しようという、ストレートに復古的な姿勢。もう一つは、往時の形を尊重することとは別に、試楽を組み込むことによつて初めて石清水臨時祭が石清水臨時祭として成り立つとする、積極的な儀式解

釈の姿勢。最終的にはこの二つが重なることも大いにあり得るのであるが、便宜上のこととして大別してみるのである。

まず、復古の姿勢を強調する見方であるが、試楽再興に関する限り、これのみを言い立てては単純に過ぎることになると思う。何故ならば、石清水臨時祭の記事からは、全般に、往時の儀式次第などに対する執着よりも、むしろ近い時代の実際的な処理の仕方なり、現在伝えられている作法なりに対する関心の方が、強く読み取れるからである。それでも試楽に関する資料を求めるとすれば、院政期まで遡ることになつたはずであるが、少なくとも『江家次第』には拠らず、儀式書とは性格の異なる記録類が参照されたのではないかと思われるふしがある。中でも、舞人・陪従による歌舞披露の作法を述べた部分。

舞人、闕腋の束帯にてす、み出で、竹の台のもとにて竹を折りてかざしにさす。仁寿殿の廊のもとよりす、みて、御前につらなりたつ（二行なり。もしはむならば、下臈中にたつ）。陪従・近衛の召人、もとめ子うたひ、琴・笛・箏・篳篥あはせたり。舞人、まひをはりて、しりぞきて、かたぬぎて、さらにいづ。駿河舞、つねの如し。はてぬれば、大ひれがへしうたひて、声たえずしてまかりいづ。いらせ給へば、公卿平伏す。

本文には「舞人、闕腋の束帯にてす、み出で」とあるが、舞人の衣装は、武官は闕腋、文官は縫腋の束帯というのが定式である。また、東遊は、一般には「駿河舞」「求め子」の順で演じられるが、ここでは逆になっている。こうした「違例」の記述については、何らかの偶然性を想定することなしに、その理由を明確にはし難い。つまり、実際の儀式の場では、たまたま舞人の全員が武官であつた

例とか、たまたま東遊の順序が入れ替わった例とかもあつたのである。しかし、定式の記述を基本とする儀式書であれば、何の断りもなく偶発的な作法を記すことはないのが普通である。勿論、この舞人装束や東遊の順序は、『江家次第』の記事とは異なっている。

他にも、本文に従えば、公卿退座は天皇入御の後となるが、これは『江家次第』の次第とは順序が逆であるし、本文には、舞人の列の作り方について、『江家次第』には見られない注記もある。試楽の記事に限ってみても、『建武年中行事』は、必ずしも正式な次第や作法といったものにこだわってはいないように思われるのである。

『建武年中行事』にとつては、石清水臨時祭の一環として試楽を行うという、そのことが重要であつて、それがかつての作法通りのものであるか否かということは、二の次だったのであろうか。乱暴な言い方をすれば、実際のところ、天皇出御以下の試楽の次第は、祭当日の舞御覧のそれと殆ど変わらないのであるから、そうした知識さえあれば、往時の資料に頼らず試楽の場面を記述することも、不可能ではなかつたはずなのである。

では、『建武年中行事』の石清水臨時祭に試楽の存在が必要とされたのは、どのような理由からであろうか。やや唐突かもしれないが、先に引いた『長秋記』の俊房の発言、その中の「不可参祭日之人、多试楽日所参也」という故実の意味するところを、もう一度振り返つてみたい。試楽参加を以て当日の出仕に代えるということは、つまり、試楽という行事を以て、当日の儀のいわば略儀とも見做すということである。そうした考え方は、舞御覧こそが当日の儀の最も中心的な要素であるという認識が基礎にあつて、初めて成り立つ

ものであろう。試楽を以て代え得るような次第は、当日の儀の中には、舞御覧の他にないからである。即ち、院政期の宮廷人にとつて、石清水臨時祭臨時祭とは、何よりも歌舞賞玩の儀式であつたのではなからうか。そして、そのような捉え方は、根底から変わるようなこともなく、後世に至るまで承継されたのではないかと思うのである。

『建武年中行事』は、古式ゆかしい石清水臨時祭の形を追い求めていたのではなかつた。定式に叶つた作法にも、それほどこだわつてはいなかつた。しかし、石清水臨時祭の中心に歌舞を据えるという伝統的な認識については、これを正しく継承したのだと思う。石清水臨時祭が歌舞の儀式である以上、試楽を欠いた形は、完全なものとは言えない。『建武年中行事』に言われるところの試楽再興とは、そのような儀式解釈から生まれたものぢつたのではないか。しかしながら、当日の儀について何の検討も加えぬまま、ここで結論を出すのは性急に過ぎよう。以下しばらく、『建武年中行事』の記述を追つてみることにする。

石清水臨時祭の当日には、清涼殿東庭において、御禊、庭座、舞御覧という三つの儀式が行われる。儀式の目的・性格はそれぞれに異なり、従つて天皇の装束や殿上・東庭の設営の仕方も異なっている。『建武年中行事』は、そうした装束やしつらいの他、天皇や垣下の公卿や藏人頭の作法を記している。

御禊の儀は、祭に臨んで祓えを行い、その後を神を拝するという儀式である。清涼殿の御簾を垂れ、額の間以南の燈籠の綱を上に掲げ上げておくというのは、御灯祓など、清涼殿での御禊一般に共通する、しつらいの決まりである。ただ、額の間に設けた天皇の座を

南向きとするのは、これが石清水の神に向けての儀式であるため、御灯や賀茂臨時祭の場合には北向きとなる。東庭には、二脚の案を設けて、石清水に奉ずべき幣物を積み、御幣を立て、その北に宮主、さらに退いた位置に使の円座を設ける。

頭、御贖物・大ぬさまゐる。御灯の祓の如し。使、座につく。

御あが物出して、御馬三疋、御幣のさきに引たつ。一五三の舞、御馬をひく。舞人おそれれば、陪従もくははる。やがて引き出す。使、案のもとによりて、ひざまづきて笏をさして、御幣をとる。御拝あり。両段再拝。此間、近衛のめし人、歌をうたひて、もの、ねならず。このごろ、陪従その道にたへたるものなし。和琴ばかりぞ、この頃かたの如くあんめる。御拝はて、使御幣おきてかへりいづ。

御禊そのものは「御灯の祓の如し。」と簡単に片付けられて、直ちに御拝の次第に移る。即ち「御あが物出して」というのは、それ以前に、天皇が蔵人頭の介添えで贖物・大麻に穢れを移し、宮主が唱えごとともに祓えの仕種をするということがあって、それで御禊が終了したということを示すのである。だが、これには少々問題がある。と言うのも、確かに御灯祓の場合には、天皇の祓えさえ済めば宮主退出・贖物撤去となつても構わないのであるが、臨時祭の祓えの場合には、さらに馬を牽くということがあって後に、宮主退出・贖物撤去となるのが定式だからである。この定式は、御願を奉る主体であるところの天皇の身体だけでなく、神前に奉納する幣物や走り馬をも、天皇に属するものとして同時に祓い浄めるといふことを意味する。

しかし『建武年中行事』は、御禊の場でなく御拝の場に馬を牽く

という「違例」の次第を立てることで、そこに独自の意味を見出し、ているようである。つまり、『建武年中行事』にとつて、華麗な舞装束をまとつた舞人に牽かれて登場する馬は、陪従の奏する楽の音とともに、御拝の儀を壮厳する道具立ての一つだったのである。御拝の次第の中に、「このごろ、陪従その道にたへたるものなし。」以下、当代の奏者の技術に対する不満が洩らされるのは、奏樂がこの場面において如何に大切な位置を占めるかということ、強調するものとも読める。御禊の儀においても、『建武年中行事』の関心は、儀式の正式な作法やそこに表れる内容よりも、専ら視覚・聴覚に訴える美的効果に向けられていると言えよう。

ところで、舞装束を始めとする衣装の美麗さは、一般的にいつても、臨時祭の特徴的な要素だったのでなかろうか。例えば当日早朝、舞人以下に装束を下賜することが行われるが、その際、清凉殿の裏手、台盤所から渡殿にかけて綱を張り巡らし、衣装を掛けておいて、それを舞人・陪従に取らすのである。この作法は、『江家次第』「分取装束一事」にも詳述されており、古くから行われたものであろうが、御殿の廻りに舞装束を掛け渡すなどというのは、視覚による演出効果を狙つたものと思われぬ。使一行の行列が京中の見物となつたことは別に、華やかな色彩の効果は、内裏の内で行われる儀式にあつても、確実に意識されていた。

また、このことに関連して言えば、宮廷で行われる石清水臨時祭は、かなり早い時期から、神祭りに備わるはずの神話性を希薄化していった可能性がある。装束に関する一例を挙げよう。前項でも述べた通り、臨時祭では、勅使には天皇の装束を賜い、舞人以下の装束は、公卿や女官が調進を分担してこれを下した。使は天皇の装束

を身に帯びること、天皇の代理となり、舞人以下は天皇の内廷から下された装束を着けることで、その志を神前に奉納すべき者となるというのが、本来の意味であろう。しかし、院政期には既に、公卿が使を務める場合は天皇の装束を賜わらぬという説が行われており、装束下賜は、あたかも賜祿の一形態でもあるかのように解されていたらしい。

宮廷人一般の石清水臨時祭の受けとめ方として、視覚・聴覚的効果の重視、祭祀性の希薄化傾向といったものは、比較的早い時期から、多少なりとも認められるものであった。『建武年中行事』の記述には、臨時祭のそういった側面を、さらに拡大してみせたという感がある。

さて、御禊の儀が終わると、通常は、その座を撤する前に宣命の奏覧がある。祓えを済ませ、石清水の神に奉るべき御願の旨を記した宣命を、使に授けるのである。ところが、『建武年中行事』では、これが庭座の儀に組み込まれてしまっている。即ち『建武年中行事』の庭座の儀の次第は、次のようになっていいる。

御禊座の撤去・庭座の設営——宣命を奏す——御座の設営——
出御——公卿着座——使・舞人・陪従参入——勸盃——挿頭花
を賜う——入御

庭座の設営の後に宣命奏覧があるというのは「違例」だが、その記述は確信を持ってなされたものであろう。

上卿、宣命を奏す。殿上にて内記にめしめて、藏人の頭につく。頭、内侍につく。御らんじて返し給ふ。もし出御の後ならば、御椅子にて藏人ぢきに奏す。わざわぢ「もし出御の後ならば」と念を押ししているのは、先に書

き漏らしたものをとりあえず庭座の次第に挿入したというような、特殊な事情があったわけではないことを示している。

庭座の儀は、清涼殿の東庭において使以下に盃を賜う儀で、いわば出立前の饒といった意味合いを持つ儀式である。饒の準備の合間にそそくさと宣命を託すというのは、通常考えられるところの臨時祭の目的からすれば、殆ど信じ難いことではなからうか。先に、一般に認められる祭祀性の希薄化傾向を、さらに増幅して見せているのが『建武年中行事』の記述であるとした、その一端を示す例と言えよう。

その庭座に関する記事は、祭当日の儀式のうちでも、最も詳細なものとなっている。庭座は、臨時祭の諸々の儀式の中で、公卿の作法が問われる唯一の場面であり、『建武年中行事』の主たる関心の所在も、その辺りにある。中でも記述に力が入っていると感じられるのは、勸盃の次第と、使以下に挿頭花を賜うという次第とに表れる、公卿の作法である。

勸盃については、例えば『江家次第』と比較しても、取り立てて問題としなくてはならぬほどの相違は見られず、ほぼ定式通りの記述がなされている。ただ『建武年中行事』の本文には、これを一読しただけでは文意の取り難いところも見られるので、作法に関する具体的な記述の紹介も兼ねて、若干の説明を加えておく。

一献、内蔵の頭、瓶子所の衆、陪従の座五位藏人、へいじ出納、巡流つねの如し。二献、第一の上達部、揖して座を立て、仙華門を出て、南廊にて盃をとりて、す、み入りて、使の座のかみにある。揖してくつぬぎて、座にゐて又揖す。五位、瓶子をとる。酒をうけて使につたふ。使、一の舞にきそくしてこれをう

く。勸盃の人、笏をぬきて揖して、くつはきてたちて、又揖して垣下の座につく。揖、例の如し。勸盃作法説々あり。盃もちて揖せぬも、一説なり。

*「これをうく」『群書類従』本「これををく」。

『新訂建武年中行事註解』に拠り改める。以下同。

庭座の儀では、天皇は孫廂の階間にしつらえた殿上の椅子に着し、庭中には、東砌に沿って天皇に向き合う如く横一列に使以下の座が設けられ、南砌に沿って公卿の座が設けられている。つまり、東庭がそっくり宴席になるわけで、そのためか、藏人頭が使以下を召すため東庭を往復する際にも、杵を着けず徒跣でという作法がある。勸盃は、通常は三献まで、代始めの盛儀などでは五献まで行われる。一献は、内蔵の頭が使・舞人に、五位藏人が陪従に勧めるが、二献以下は、位次に従って公卿が勸盃の役を務める。勸盃役の公卿の作法に、「四度揖」「二度揖」の説々があるというわけである。

五献・転盃あるべければ、垣下の座を二枚しく。五位殿上人、垣下のついがさねをすう、二なり。此献に陪従もの、ねならず。三献、次の人勸盃す。その作法おなじ。転盃あれば、使、垣下の座の人にさす。上卿うけて、一の舞をめしたまふ。其後次第にくだす。五献あらば、三献勸盃の人、垣下につく。

*「垣下につく」『群書類従』本「垣下につく」

転盃というのは、三献の際、あるいは五献まで行うときは三・四献の際に、使が第二の公卿から盃を受けた後、垣下の座の前に進んで上卿に盃を勧め、上卿は一の舞人を召してこれに勧め、さらに一の舞人は第二の公卿に勧める、ということをするのである。そのためには、上卿と第二の公卿の席の前に各一枚、使・舞人の着くべき

座を、前以て用意せねばならない。

三献もしくは五献をはりて、かさねかはらけのことあり。しかるべき殿上人二人、使並に五の舞のまへに居る。これよりさき、所の衆・出納、円座を使・五の舞・陪従の前にしく。此役の人、かはらけをかさね持ちて、五ばかり一づつのみてす、む「瓶子さきの如し」。のこりのかはらけを押しわりでしぞく。陪従の座の前は五位の藏人なり。

三献または五献が終わると、重盃がある。使・舞人に二人、陪従に一人の勸盃役が付く。重盃の作法はよく分からないが、盃を四・五枚重ねて勧め、受ける側は一枚ずつ三度これを取り、残りの一・二枚は勸盃役が円座の下に差し入れて押し割る、ということのようである。

まことや、二こんはて、螺盃・銅盃といふ物・かざしの台、藏人もちて参りて、長橋の東におく。今の世は、螺盃まではめし出でず。

さて、勸盃の間に、陪従の衆の音を合図として、使・舞人・陪従に賜うべき挿頭花を載せた台と、螺盃・銅盃とを、藏人が長橋に用意する。螺盃・銅盃というのは、かつては実際にそれらの盃で使以下に酒を賜ったものらしい。だが十二世紀始め頃までには廃され、その名残のみが、螺盃・銅盃を長橋に置くという次第として遺ることとなった。『江家次第』『御前座事』の末尾に「螺盃・銅盃、近代不レ行。」とあるのは、盃を置くのみで実際の勸盃は行わぬという「近代」の作法を言うのである。従って、螺盃・銅盃を長橋に置くということ自体は院政期にも普通に行われていたし、後世に至っても、盃の準備までが次第からはずされた形跡はない。⁽⁸⁾『建武

年中行事』に「今の世は、螺盃まではめし出でず。」としているのも、当代に至って螺盃・銅蓋の次第を全く廃止したというのではなく、近代は長橋に用意するだけで宴席には持ち出さぬという意である」と、一応は解釈しておきたい。

ただ、『建武年中行事』は、ここに引用した螺盃・銅蓋についての解説を勸盃の次第の中には置かず、勸盃の後、挿頭花を賜う次第の末尾に置き、これを補足する口調で「まことや」と書き出している。螺盃・銅蓋及び挿頭花の台を長橋に置くという次第が、『建武年中行事』にとっては、挿頭花を賜う儀に付随的な、その準備のためだけに存在するものであったことは、確かであろう。

公卿らが使以下に挿頭花を賜う場面は、視覚的にも大層美しいものであったろうと想像される。

此役の五位、かざしのもとによりて、長橋のつまにあるかざしの台をとりおろして、一つつ上達部に伝ふ。垣下の大臣まづす、みよりて、笏さし藤の花をとりて、使のかうぶりにさす。左にめぐりてしりぞく。下襲のしりかへらぬ様によういす。舞人のかざし桜なり。次第に上達部これをとる。五の舞、御前にあたりたれば、右にめぐりて退く。かざしは巾子の前、あげ緒のちがひたる所を見てさす。すきなければ、たゞとらす。手づからさ、しむ。あげ緒のさきにさすは、ひがごとなんめり。上達部かざしとりはて、出でぬれば、使・舞人しぞく。

*「五の舞」II「群書類従」本「五人の舞」

天皇の御前で典雅な身のこなしを披露すべき大臣の作法が記され、また、挿頭花を冠に美しく固定するために編み出されたと思われる作法も記されている。こうしたことがあって、次の場面ではない

よいよ、桜の挿頭を加えてさらに美々しさを増した舞人たちが、その舞姿を披露することになるのである。

舞御覧の儀について、『建武年中行事』の本文は、「試楽の所に見えたり。」として多くを述べていない。しかし、それは当日の儀の中に舞御覧の占める位置が小さかったためではなく、単に、試楽の記事との重複を避けたことによるものである。石清水臨時祭の当日の儀式は、庭座以降は事実上の宴席である。殊に『建武年中行事』においては、それ以前の御禊の儀や宣命奏覧の次第でさえ、本来の目的からは逸れたものになっている。歌舞の興を以て、盛大な宴席の華とすべきことは、改めて言うまでもないだろう。

『建武年中行事』に記された石清水臨時祭は、天皇と親しい主従関係にある宮廷人とが、作法に従って盃を交わし歌舞を楽しむ、そういうものだったのではないか。洗練された作法の一つ一つは、天皇や公卿が家職とともに伝えた家の芸であり、それを互いに披露しつつ、幾度も盃を重ね、若き宮人たちの演ずる歌舞を賞玩するのである。その日のために、内廷では一ヶ月も前から準備を整え、舞人たちは暗れ舞台に備えて練習を重ねる。『建武年中行事』の描いて見せたのは、そのような祭の風景だったのではないか。

『建武年中行事』の成った時代には、石清水臨時祭も、他の朝儀と同様、かなり衰退が進んでいたと思われる。参加者の懈怠による様々な不都合。例えば、遅参による進行の遅滞、それに伴う次第の省略。世情の影響を受けて、実際には、型通りの実施もおぼつかないような状態であったに違いない。にもかかわらず、『建武年中行事』に記された石清水臨時祭には、どこか現在の視線が感じられる。勿論、それが後醍醐の代に実行されたものかどうかを言おうとする

のではない。むしろ、ここに書かれたのは、あくまでも後醍醐にとつての「石清水臨時祭なるもの」であつたと考える。

それでもなお、過去に遡つて確かな範型を求めるでもなく、正式な次第に拘泥することもなく、近い時代の実的な作法のみが綴られて行く様には、遙かな「いにしへ」に対する憧憬とは異質の、身近な儀式に対する心安さのようなものがある。それはやはり、石清水臨時祭の中心に歌舞・芸能の存在を見出そうとする、後醍醐の儀式解釈によるのではないかと思うのである。

後醍醐にとつて、石清水臨時祭とは、何よりも歌舞・芸能の儀式であつた。こうした結論を下すには、特別の決断が必要である。天照皇大神・春日大明神とともに八幡大菩薩の神名を記した肖像画を伝える後醍醐が、神社行幸とは別物とはいへ、石清水の名を冠する祭に対して、これを娯楽の場としか考えていなかったというのは、浅薄に過ぎる見方であろうか。また、中宮の御産祈禱に名を借りて幕府の調伏を祈つたとされる後醍醐が、東国の逆賊平定にちなむ石清水臨時祭の起源に、何の思いも込めなかつたというのは、あまりに単純な観察であろうか。

しかし、少なくとも、『建武年中行事』の石清水臨時祭の記述から、歌舞を中心とする芸能の祭という以上の何物かを採り当てることは、困難である。『建武年中行事』には、石清水臨時祭の記事に限らず、芸能を好む天皇の像が其処此処に現れる。例えば、元日節会の奏楽の曲目数を増やした「当代」の天皇。臨時の御神楽に際しては、時に公卿に交じり自ら所作に加わる天皇。それは、後醍醐その人ではないとしても、儀式を主催する天皇たるものかくあるべしという、理念上の分身ではあつたらう。

『神楽血脈』によれば、後醍醐は権中納言資親から二条流神楽の灌頂を受けている。また、『郢曲相承次第』には、後醍醐に催馬楽の秘曲を伝授した参議有頼が、上首十四人を超越して正三位に叙せられ、笛を賜つたという逸話も見える。神仏の力を我が物として戦いに臨む天皇とは別に、芸能国家の長たらしとする天皇もまた、後醍醐の持つた一つの顔だったのである。

注

- (1) 「三日齋籠」については、『年中行事秘抄』「前後齋有無事」に載せる承安三年（一一七三）の勅文等を参照。
- (2) 太田静六氏「寝殿造の研究」第四章第九節「大炊殿と六条殿」
- (3) 「中右記」永久六年（一一一八）三月二十四日によれば、この日、藤原宗忠は臨時祭に出仕しなかつたが、そのことについて自ら弁明する形で、「凡及衰老人、臨時祭時強不参任、是故実也。老若ハ可参試楽由、口伝也。」と述べている。
- (4) 管見に入った限りでは、『吉記』養和二年（一一八二）三月二日の記事が、試楽実施の最も新しい記録である。
- (5) ちなみに、『公事根源』には、「此の試楽は近頃は行はれ侍らぬにや。代の初には必ずあるべし。試楽は調楽ともいへり。まづ音楽を調べ試むる心なり。」とある。試楽と調楽とが混同されているが、どのような先行説を根拠としたものかは不明である。
- (6) 本来は、十人の舞人全員が十頭の走り馬全てを牽くべきものとされたが、院政期の頃には既に三頭が普通だったようである。本文の「一五三の舞」は東山御文庫本（影印）に拠つても同じであるが、意味は取り難い。三頭の場合は、通常、十人のうちの上臈が牽くので、「一三三の舞」とでもあれば理解し易いところである。
- (7) 『兵範記』仁安二年（一一六七）三月二十日の条。この日は代始めの臨時祭で、公卿が使を務めたため天皇の装束を賜わらなかつた。信範の考えによると、去年の賀茂臨時祭で公卿の使に対し御装束の

下賜があったのは、奉行の者の失であるという。

- (8) 『江家次第』頭書によれば、延喜三年（九〇三）の賀茂臨時祭において、五献の後、「夜久螺觴」を以下に勤め、「銅觴」を陪従に勤めたという。『枕草子』一四二段「なほめでたきこと」には、石清水臨時祭の庭座の場面を描いて「公卿・殿上人、かはりがはり盃とりて、はてには屋久貝といふ物して飲みて立つ」とある。院政期の記録としては、『中右記』天永二年（一一一一）四月二日、永久二年（一一一四）四月二五日などに、藏人が挿頭花とともに螺盃・銅盃を置くことが見える。後世の資料としては、『夕拝備急至要抄』に「螺盃・銅盃」の項目がある他、『石清水臨時祭之記』所載、曆心三年（一一三四）二月の日付のある「石清水臨時祭条々」にも「一 螺盃銅盃事」とあって、少なくとも北朝ではこの次第の生きていることが知られる。

- (9) 『吉記』養和二年三月二四日、臨時祭の記事の中に、同様の作法を記した条がある。『吉記』の記事には、「達例」と思われる作法をも含めて、『建武年中行事』に通ずる記述が、数ヶ所に見られる。著者の吉田経房は、後醍醐の乳父定房の祖であり、そうした繋りも考慮に入れる必要があるかもしれない。

*本文出典一覧

- 『建武年中行事』——『群書類従』
 『江家次第』『西官記』——以上、『神道大系』
 『江次第抄』——『続々群書類従』
 『年中行事秘抄』『夕拝備急至要抄』——以上、『群書類従』
 『石清水臨時祭之記』『師光年中行事』——以上、『続群書類従』
 『日本紀略』——『新訂増補国史大系』
 『公事根源』——『新註皇学叢書』
 『小右記』『兵範記』『長秋記』『山槐記』『中右記』——以上、『増補史料大成』
 『御堂関白記』『後二条師通記』——以上、『大日本古記録』
 『枕草子』——『日本古典文学大系』

『倭名類聚抄』——『諸本集成倭名類聚抄』

原則として旧漢字は新字体に改め、注記は（ ）内に一行書きとした。また、引用にあたって、『建武年中行事』については、和田英松註解・所功校訂『新訂建武年中行事註解』を参考に仮名遣い・文字遣い等を改め、『夕拝備急至要抄』『江次第抄』『山槐記』『兵範記』『長秋記』『中右記』については、私に句読点を改めたり加えたりした。